

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 指定居宅介護支援事業者の指定 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 保安林の指定予定 〃 ○ 保安林の解除予定 ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ○ 都市計画事業の事業計画の変更認可 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課 住宅課 健康推進課 長寿社会課 〃 治山課 〃 〃 防災砂防課 都市計画課 県民生活交通課 都市計画課 建築指導課		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第百十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表土木部の部岡山県建築物耐震診断等事業費補助金の項中「国土交通省の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく効果促進事業を活用した一般診断法の現況診断を実施する市町村 市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内」を「岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる簡易診断法及び一般診断法の場合 市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内。ただし、市町村指定緊急輸送道路等沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七条第二号に規定する建築物をいう。以下同じ。）にあつては、一万五千元（延べ面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、一万五千元にその超える部分が百平方メートルまでごとに二千元を加えた額）を限度とする。」に、「の市町村」を「の場合」に、

建築物の耐震診断等に要する経費	補助対象経費の六分の一以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内
-----------------	---

を

建築物の耐震診断等に要する経費	補助対象経費の六分の一以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内。 ただし、市町村指定緊急輸送道路等
-----------------	--

沿道建築物にあつては、一建築物につき七十五万円を限度とする。		県指定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等に要する経費	
市町村が事業者に補助する費用から社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき交付金の額を控除した額の二分の一以内で、かつ、延べ面積に三千五百円を乗じて得た額（延べ面積が千平方メートル以上の建築物にあつては、二百五十万円と延べ面積に千円を乗じて得た額との合計額）の十分の三以内。			

1	木造住宅の耐震改修工事に要する費用
2	木造住宅の部分改修工事に関する費用

1	木造住宅の部分耐震改修工事に要する費用
2	耐震シェルタ

に改め、同部岡山県木造住宅耐震改修事

業費補助金の項中

3 耐震シェルタ ー設置工事に要 する費用		を	に改め、「に	
4 防災ベッド設 置工事に要する 費用			3 防災ベッド設 置工事に要する 費用	

については一住宅につき二十五万円を、「2」を削り、「3に」を「2に」に、「4に」を「3に」に改め、同部岡山県空き家診断事業費補助金の項中「国土交通省の社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用した一般診断法の現況診断を実施する市町村」を「岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに定める一般診断法の場合」に、「の市町村」を「の場合」に改め、「一戸建ての」を削り、「空き家の耐震診断等と」を「空き家耐震診断事業又は緊急輸送道路等沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条第二号若しくは第三号に規定する建築物をいう。）を対象とした耐震診断事業と」に改め、「以降に着工された」の下に「、又は既に岡山県空き家診断事業費補助金交付要綱第三条第一号に規定する既存建築物の耐震診断若しくは補強計画後の耐震診断を行った」を加える。

◎岡山県告示第百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月三日

指定した医療機関

名 称

ウエルネス薬局

所 在 地

津山市田町三五十一

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

指 定 年 月 日

平成二十九年三月一日

平成29年3月3日 岡山県公報 第11868号

◎岡山県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グリーンライフ津山元魚町ケアプランセンター

2 所在地

岡山県津山市元魚町六九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

グリーンライフ株式会社

2 所在地

大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二九五

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成29年3月3日 岡山県公報 第11868号

◎岡山県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉あさくち福祉用具貸与事業所

2 所在地

岡山県浅口市寄島町一六〇八九一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方七三

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇四〇五

五 サービスの種類

福祉用具貸与

◎岡山県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市法曾字道子ン一八七三

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町下斎原字畑ノ谷三二一の一、三二一の三、三二一の四

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

小田郡矢掛町江良字殿山二八一九の三七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成29年3月3日 岡山県公報 第11868号

◎岡山県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉島黒崎岩谷地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市玉島黒崎字岩谷七五〇番一	七五〇九番	一号及び二号
〃	七五一四番	三号
〃	七五一六番	四号
〃	七五一二番地先道路敷	五号から八号まで、二十五号及び二十六号
〃	七四六四番一	九号
〃	七四六七番	十号
〃	七四九四番地先道路敷	十一号から十五号まで
〃	七五一一番	十六号
〃	七五一二番	十七号、十八号、二十号及び二十一号
〃	七四九三番	十九号
〃	七四九六番	二十二号及び二十三号
〃	七四六三番二	二十四号
〃	七四六〇番	二十七号
〃	七四五〇番一	二十八号及び三十三号
〃	〃	二十九号、三十二号及び五十四号
〃	七四六四番二	三十号
〃	七四六三番三	三十一号
〃	七五四二番一	三十四号及び三十五号

平成 2 9 年 3 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 8 6 8 号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

七五四二番二
七五四番
七四五六番
七四二八番二
七四二八番一
七四一九番二
七四二二番
七四一四番
七四二五番
七五四五番
七五四二番二

三十六号及び三十七号
三十八号
三十九号
四十号及び四十一号
四十二号
四十三号及び四十四号
四十五号
四十六号
四十七号から四十九号まで
五十号及び五十一号
五十二号及び五十三号

◎岡山県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年十月九日付け岡山県告示第百六十八号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
倉敷市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・倉四百四 西阿知矢柄線	平成二十一年十月九日 から 平成三十二年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔六七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人アポロ

三 代表者の氏名

萩原早百合

四 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二〇二五番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者一人ひとりと見守る家族に対して、さをり織り等を通じて地域の中で居場所を提供する事業を行うことで、地域社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成29年3月3日 岡山県公報 第11868号

〔六八〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、倉敷市から次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地区画整理事業の名称

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅前東土地区画整理事業

二 換地処分の内容

平成二十九年二月一日付け岡山県指令都計第十四号で認可した換地計画のとおり

三 換地処分の年月日

平成二十九年二月十六日

平成 29 年 3 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 8 6 8 号

〔六九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島四九六二―三九

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目一―五〇

両備ホールディングス株式会社

代表取締役 松田 久

三 許可番号

岡山県指令建指第二九四号